

回 覧										

# 消費生活センターだより(秋号)

発行：橋本市消費生活センター

(0736-33-1165)

発行日：令和6年11月1日

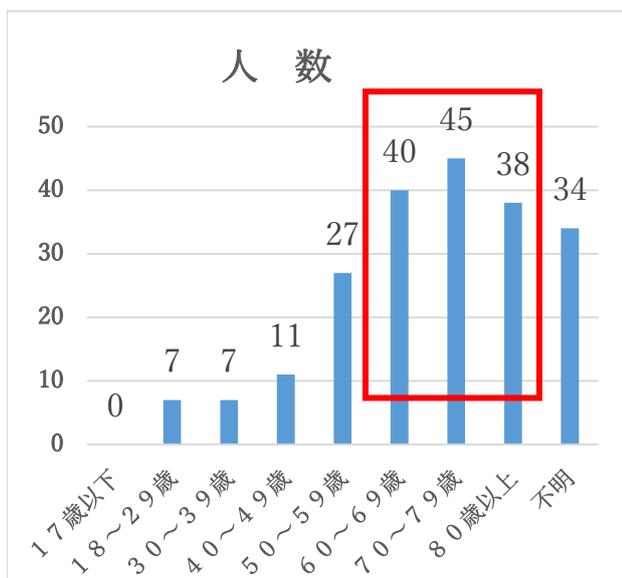
寒くなってくるとストーブやヒーターなどの暖房器具を使い始める時期になります。誤った使い方をすると火災などの重大な事故につながります。取扱説明書などを確認しながら正しく使用しましょう。



## 令和6年度上半期 消費生活相談まとめ

苦情相談件数**209**件 (前年同時期に比べて16件増加)

### 苦情相談の契約者年齢別



60歳代以上の相談者が  
全体の**58%**を占めています。

### 苦情相談の販売形態

通信販売	67
店舗購入	24
訪問販売	16
電話勧誘販売	14
訪問購入	1
その他・不明	87

通信販売（ネット、テレビ、折込広告等を見て注文）に関する相談が最も多くなっています。トラブルに遭わないように、利用時には注意ポイントを参考にしましょう。

引き続き

## 通信販売トラブルにご注意！

手軽で便利なインターネット通販ですが、『定期購入』に関するトラブルが依然として多く寄せられます。注文確定する前に、きちんと確認しましょう。

- 『1回限り』とうたっていても解約が必要となっていないですか？
  - 解約時の連絡手段や返品特約・解約条件を確認しましたか？
  - 利用規約の内容を確認しましたか？
- ※注文直後に表示される【さらにお得なコース】への変更をする場合、再度確認しましょう
- ※最終確認画面はスクリーンショットで必ず保存しましょう

引き続き

## 不審な自動音声電話にご注意！！

国際電話番号などから公的機関や大手通信会社をかたって、『2時間後に電話が使えなくなる』や『未納料金がある』などと言い、うその支払い請求をしてきたり、個人情報聞き出そうとします。

- ・2時間後に電話が使えなくなることはありません。
- ・未納料金の支払いをプリペイド型電子マネーで要求されたら、詐欺の手口です。注意しましょう！

おかしいな  
と思ったら

### 橋本市消費生活センター

電話：0736-33-1227（相談専用）

〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号  
橋本市役所1階 窓口⑤ FAX：0736-33-1200  
Mail：hashimoto\_cc@city.hashimoto.lg.jp



橋本市マスコットキャラクター  
はしぼう